

## 静岡県告示第789号の2

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第32条第1項の規定に基づき、次のように生きた家きん、家きん卵、家きんの死体、家きんの排せつ物、敷料、飼料及び家きん飼養器具の移動を制限する。

令和4年12月5日

静岡県知事 川勝平太

1 移動を制限する家畜の種類

家きん

2 家畜伝染病の種類

高病原性鳥インフルエンザ

3 移動を制限する期間

令和4年12月5日から当分の間

4 移動を制限する区域

次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を静岡県経済産業部農業局畜産振興課に据え置いて縦覧に供する。）